

社会福祉法人わかば会 評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第2条 評議員会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。

報酬 (日額)	3,500円	
費用弁償 (日額)	由利本荘市内	無
	由利本荘市外	交通費の実費

(規程の改廃)

第3条 施設は社会諸法令の制度あるいは改廃、社会経済情勢の変化、会社の経営方針、および運営状況等によりこの規程を改廃することがある。

附則

この規程は、平成28年3月11日より適用する。